

2021（令和3）年度高等学校等給付奨学生募集要項

1. 推薦（応募）資格

愛媛県内の高等学校等（高等学校定時制課程、同通信制課程、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校第1・2・3学年、専修学校高等課程、及び本会が特に認める学校を含む。）に在学する者とする。

2. 推薦（応募）条件

家庭の事情により学費支弁困難と認められる生徒、向学心に富み、かつ学業に耐えうる生徒、学校長の推薦をうけた生徒、その他特別な事情のある生徒。

3. 募集人数 120名（各学校2名以内とするが、分校がある学校に関しては、分校の生徒を1名含み、3名以内とする。）

4. 給付金額 奨学生一人に対し5万円を給付する。

5. 交付 奨学金は、（公財）日教弘愛媛支部より生徒本人に手交する。

6. 申込（申請、応募）期限 2021（令和3）年6月30日（必着）

7. 提出書類

- (1) 給付奨学生申請書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 所得証明書（前年度の源泉徴収票「写」か確定申告「写」または納税証明書など）

※給付奨学事業では上記(3)所得証明書等の提出を求めています。収入を確認するために利用をしています。マイナンバー制度による個人番号は必ず隠して複写等をしていただくようお願いします。

8. 書類提出先

〒790-8545 愛媛県松山市祝谷町 1-5-33 エスポワール愛媛文教会館内
公益財団法人 日本教育公務員弘済会愛媛支部
E-mail ehime@nikkyoko.or.jp

9. 奨学生の採用決定等

支部選考委員会の選考を経て決定する。その結果については在籍する学校長を通じて本人に通知する。

10. 奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに奨学金を返還するものとする。

- I. 奨学金を奨学目的以外に使用したとき
- II. 虚偽の申請、その他不正な手段によって奨学金を受けたことが判明したとき
- III. その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき

11. その他

これまでは、各校の状況により校内選考でどうしても選考できない場合、順位付けをした上で3名をご推薦していただき、選考委員会にて決定をしておりましたが、近年は認知度も高まり、県内ほとんどの学校から申請をいただくようになりました。また、(公財)日教弘の奨学金は学費支弁困難な生徒を採用する給付奨学金となっています。親権者(家庭)収入が多額の生徒を推薦される学校もあり、選考委員会としては苦慮をしているところでございます。今年度からは、原則各学校2名までの厳守及び親権者(家庭)の収入を勘案し、ご推薦頂きますようお願いいたします。

詳しくは、支部へお問い合わせください。